

JT-Q951.4-b
PHS公衆用基地局 - デジタル網間
インタフェース - 発信者番号
通知制限(CUIR)付加サービス -

PHS Public Cell Station-Digital Network Interface-
Calling User Identification Restriction (CUIR)
Supplementary Service -

第1版

1999年11月25日制定

社団法人
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

< 参考 >

1 . 国際勧告等との関連

- (1) 本標準は、平成7年11月28日制定のTTC標準JT-Q951 []第4版を元に、またPHS MoU仕様B-IF2.53 (第1版平成9年12月策定)と整合させる方針で、PHSにおける公衆用基地局 - デジタル網間インタフェースに適用する番号通知付加サービスの制御手順について規定している。

2 . 上記国際勧告等に対する追加項目等

TTC標準JT-Q951 []第4版に対して、以下の項目削除及び規定変更を行っている。

- (1) PHS MoU仕様B-IF2.53との整合性を図り、「デフォルト番号」及び特別契約は削除した。
- (2) JT-Q931-bに規定されていない番号計画「不定」及び同様に番号種別「市内番号」を削除した。
- (3) 特殊用語に公衆用基地局タイプ1及びタイプ2を追加し、それぞれについてPHS MoU仕様B-NW1.00をもとに付属資料Aを追加し、記述している。
- (4) 信号上の要求条件について、PHS MoU仕様B-IF2.53との整合性を図り、公衆用基地局の種別によりそれぞれの動作について記述している。動的記述(SDL)についても公衆用基地局の種別によるそれぞれの動作を記述している。
- (5) 他の付加サービスとの相互作用に関してはPHS MoU仕様B-IF2.53との整合性を図り、PHS付加サービスとの相互作用について記述している。
- (6) 下表に示される用語の変更を行っている。

TTC 標準 JT-Q951 の用語	本標準の用語
Calling Line Identification Presentation	Calling User Identification Presentation
Calling Line Identification Restriction	Calling User Identification Restriction
CLIP	CUIP
CLIR	CUIR
Q.931	JT-Q931-b
ISDN ユーザ・網インタフェース	PHS 公衆用基地局 - デジタル網間インタフェース
網	デジタル網
ユーザ	公衆用基地局 / PHS 端末
ISDN 番号	PHS 番号

3 . 改版の履歴

版 数	制 定 日	改 版 内 容
第1版	1999年11月25日	制 定

4．工業所有権

本標準に関わる「工業所有権等の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTCホームページでご覧になれます。

5．注意事項

- (1) 公衆用基地局とデジタル網とが本標準に準拠して接続される場合においては、2・節のオプション項目に関して、各々が採用した選択肢の整合性を確認する必要がある。
- (2) 本文中に記述されている他の付加サービスとの相互作用に関して、現時点では標準となっていない付加サービスに対しても記述しているが、その記述はその付加サービスが標準となった時点で記述追加・変更される可能性があるため注意が必要である。

6．その他

(I) 参照する主な勧告、標準等

() TTC標準

JT-Q931-b (第4版 平成8年4月24日制定)

JT-Q951〔 〕、〔 〕 (第4版 平成7年11月28日制定)

() ITU-T勧告

Q.951.3 (平成4年3月制定)

Q.951.4 (平成4年3月制定)

E.164

() PHS MoU仕様

B-SV2.00 (平成8年12月策定)

B-IF2.53 (平成9年12月策定)

B-NW1.00 (平成9年12月策定)

目 次

4 . 発信者番号通知制限 (C U I R)	1
4 . 1 定 義	1
4 . 2 解 説	1
4.2.1 概 要	1
4.2.2 特殊用語	1
4.2.3 テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限	1
4.2.4 状態定義	1
4 . 3 運用上の要求条件	1
4.3.1 サービス提供 / 取消し	1
4.3.2 発側のデジタル網に対する要求条件	1
4.3.3 デジタル網内での要求条件	2
4.3.4 着側のデジタル網に対する要求条件	2
4 . 4 コーディング上の要求条件	2
4 . 5 信号上の要求条件	2
4.5.1 サービスの開始 / 停止 / 登録	2
4.5.2 インボケーションと動作	2
4.5.2.1 発信公衆用基地局での動作	2
4.5.2.2 発信側加入者線交換機での動作	2
4.5.2.2.1 通常動作	2
4.5.2.2.2 例外手順	3
4.5.2.3 中継交換機での動作	3
4.5.2.4 着信側加入者線交換機での動作	3
4.5.2.4.1 通常動作	3
4.5.2.4.2 例外手順	3
4 . 6 他の付加サービスとの相互作用	3
4.6.1 D T M F 送信	3
4.6.2 ハンドオーバー	3
4.6.3 ユーザスクランブル	3
4.6.4 サブアドレス	3
4.6.5 発信者番号通知 (C U I P)	3
4.6.6 発信者番号通知制限 (C U I R)	3
4.6.7 着信転送系サービス	3
4.6.7.1 無条件着信転送 (C F U)	3
4.6.7.2 ビジー時着信転送 (C F B)	3
4.6.7.3 無応答時着信転送 (C F N R y)	3
4.6.7.4 圏外・電源断着信転送 (C F N R c)	4
4.6.8 規制	4
4.6.8.1 全発信呼規制 (B A O C)	4
4.6.8.2 発信国際呼規制 (B O I C)	4
4.6.8.3 ホーム国以外への発信国際呼規制 (B O I C - e x H C)	4
4.6.8.4 全着信呼規制 (B A I C)	4

4.6.8.5	ローミング時のホーム国以外での着信呼規制 (B I C - r o a m)	4	
4.6.9	ローミング	4	
4.6.10	PHSユーザ・ユーザ情報転送付加サービス (P H S - U U S)	4	
4.6.10.1	サービス 1	4	
4.6.10.2	サービス 2	4	#
4.6.10.3	サービス 3	4	#
4 . 7	他網との相互作用	4	
4.7.1	I S D Nとの相互作用	4	
4.7.1.1	発信側加入者線交換機での動作	4	
4.7.1.2	中継交換機での動作	4	
4.7.1.3	着信側加入者線交換機での動作	4	
4.7.2	非 I S D Nとの相互作用	4	
4.7.3	私設 I S D Nとの相互作用手順	5	
4 . 8	信号フロー	5	
4 . 9	パラメータ値 (タイマ)	5	
4 . 10	動的記述	6	
付属資料 A	公衆用基地局タイプ 1 とタイプ 2 について	8	
A.1	公衆用基地局の種類について	8	
A.1.1	公衆用基地局タイプ 1	8	
A.1.2	公衆用基地局タイプ 2	8	

4 . 発信者番号通知制限 (C U I R)

4 . 1 定 義

発信者番号通知制限 (C U I R) は発信者への付加サービスであり、発信者の P H S 番号及びサブアドレスを着信者へ通知することを制限する。

4 . 2 解 説

4.2.1 概 要

発信者番号通知制限 (C U I R) 付加サービスが適用可能でかつ起動された場合、発信側デジタル網または発信側公衆用基地局は着信側デジタル網に対し、発信ユーザの P H S 番号及び (発信 P H S 端末が提供している時は) サブアドレスを着信 P H S 端末に通知することが許容されていないという表示を提供する。この場合の呼においては、発信ユーザ番号及びサブアドレスは着信 P H S 端末に提供されてはならない。

この通知制限機能は、基本サービス手順の一部であるデジタル網内の発番号の転送に影響してはならない。

4.2.2 特殊用語

サービス対象 P H S 端末とは、発信呼に関連する発信者の (固定的な、または呼毎の) 番号情報通知制限に加入している特定の P H S 番号を持つ P H S 端末である。サービス対象 P H S 端末は発信 P H S 端末とも呼ばれる。

着信 P H S 端末とは、サービス対象 P H S 端末によって生じられ、その呼の上で発信者番号通知制限 (C U I R) 付加サービスが起動されているときの呼の受信者である。

I S D N 番号とは、勧告 E . 1 6 4 で規定された番号計画及び構造に適合した番号である。

公衆用基地局タイプ 1 及び公衆用基地局タイプ 2 については付属資料 A を参照。

C U I P : 発信者番号通知 (Calling User Identification Presentation)

C U I R : 発信者番号通知制限 (Calling User Identification Restriction)

4.2.3 テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限

P H S M o U 仕様 B - S V 2 . 0 0 を参照のこと。

4.2.4 状態定義

特に規定する必要はない。

4 . 3 運用上の要求条件

4.3.1 サービス提供 / 取消し

P H S M o U 仕様 B - S V 2 . 0 0 を参照のこと。

4.3.2 発側のデジタル網に対する要求条件

発番号通知制限 (C U I R) 付加サービスに関する全ての情報は、標準 J T - Q 9 5 1 - b で規定された基本呼設定手順の一部として送出される「呼設定」 (S E T U P) メッセージに含まれる。

4.3.3 デジタル網内での要求条件

本標準には該当しない。

4.3.4 着側のデジタル網に対する要求条件

4.5.2.4 節参照。

4.4 コーディング上の要求条件

標準 J T - Q 9 5 1 . 3 - b の 1.4 と同様である。

4.5 信号上の要求条件

4.5.1 サービスの開始 / 停止 / 登録

適用されない。

4.5.2 インボケーションと動作

4.5.2.1 発信公衆用基地局での動作

1) 公衆用基地局タイプ1の動作

発信公衆用基地局は、デジタル網での発番号通知制限 (C U I R) 付加サービスに関するデフォルト設定を要求しない場合、「呼設定」 (S E T U P) メッセージに、適切な表示識別子を持った発番号情報要素を含まなければならない。

2) 公衆用基地局タイプ2の動作

発信公衆用基地局は「呼設定」 (S E T U P) メッセージに、適切な表示識別子を持った発番号情報要素を含まなければならない。

発信 P H S 端末が固定モードの発信者番号通知制限 (C U I R) 付加サービスに加入している場合、発信公衆用基地局は表示識別子に「表示制限」を設定する。

発信 P S が呼毎の発信者番号通知制限 (C U I R) 付加サービスに加入していて、デフォルト設定と異なる要求をした場合、公衆用基地局は受信した発番号情報要素に従って表示識別子を設定する。

4.5.2.2 発信側加入者線交換機での動作

4.5.2.2.1 通常動作

1) 公衆用基地局タイプ1

発信 P H S 端末が、固定モードの発信者番号通知制限 (C U I R) 付加サービスに加入している場合「呼設定」 (S E T U P) メッセージにより受信する表示識別子は無視される。デジタル網は表示識別子に「表示制限」を設定する。

発信 P H S 端末が呼毎の発信者番号通知制限 (C U I P) 付加サービスに加入していて、デフォルト設定と異なる要求をした場合は、発信側のデジタル網は受信した発番号情報要素に従って表示識別子を設定する。

表示識別子は基本呼要求に従って相手側に転送される。

2) 公衆用基地局タイプ2

デジタル網は発信側公衆用基地局から表示識別子が含まれていない「呼設定」 (S E T U P) メッセージを受信した場合、表示識別子に「表示制限」を設定する。

表示識別子は基本呼要求に従って相手側に転送される。

4.5.2.2.2 例外手順

適用されない。

4.5.2.3 中継交換機での動作

本標準には該当しない。

4.5.2.4 着信側加入者線交換機での動作

4.5.2.4.1 通常動作

着信側加入者線交換機の動作は発信者番号通知（CUIP）付加サービスの1部分として提供され、標準JT-Q951.3-bの3.5.2.3.1節に記述されている。

4.5.2.4.2 例外手順

適用されない。

4.6 他の付加サービスとの相互作用

4.6.1 DTMF送信

相互作用なし。

4.6.2 ハンドオーバ

相互作用なし。

4.6.3 ユーザスクランブル

相互作用なし。

4.6.4 サブアドレス

相互作用なし。

4.6.5 発信者番号通知（CUIP）

発信者番号通知制限（CUIR）付加サービスは発信者番号通知（CUIP）に優先する。

4.6.6 発信者番号通知制限（CUIR）

相互作用なし。

4.6.7 着信転送系サービス

4.6.7.1 無条件着信転送（CFU）

JT-Q952-b参照。

4.6.7.2 ビジー時着信転送（CFB）

JT-Q952-b参照。

4.6.7.3 無応答時着信転送（CFNRy）

JT-Q952-b参照。

4.6.7.4 圏外・電源断着信転送 (CFNRc)

JT-Q952-b参照。

4.6.8 規制

4.6.8.1 全発信呼規制 (BAOC)

相互作用なし。

4.6.8.2 発信国際呼規制 (BOIC)

相互作用なし。

4.6.8.3 ホーム国以外への発信国際呼規制 (BOIC-exHC)

相互作用なし。

4.6.8.4 全着信呼規制 (BAIC)

相互作用なし。

4.6.8.5 ローミング時のホーム国以外での着信呼規制 (BIC-roam)

相互作用なし。

4.6.9 ローミング

相互作用なし。

4.6.10 PHSユーザ・ユーザ情報転送付加サービス (PHS-UUS)

4.6.10.1 サービス1

相互作用なし。

4.6.10.2 サービス2

#

4.6.10.3 サービス3

#

4.7 他網との相互作用

4.7.1 ISDNとの相互作用

4.7.1.1 発信側加入者線交換機での動作

4.5.2.2節参照

4.7.1.2 中継交換機での動作

適用しない。

4.7.1.3 着信側加入者線交換機での動作

TTC標準JT-Q951[]参照。

4.7.2 非ISDNとの相互作用

呼が非ISDN向けまたは非ISDNを経由する場合、制限通知が着側の網まで転送されることは保証されない。

発信者番号通知制限 (CUIR) 付加サービスが適用できるとき、国内網オプションとして発側のデジタル網は、発信者を識別するいかなる情報も着側の網へ転送することを制限することができる。着側の

網が通知許可も通知制限もなにも指示のない発番号を受信した場合、着側の網（ホスト網）は網自身の規則に従って動作する。詳細はTTC標準JT-Q951.3-bの3.5.2.3節を参照のこと。

4.7.3 私設ISDNとの相互作用手順

4.7.1節に記述されている手順を使用する。

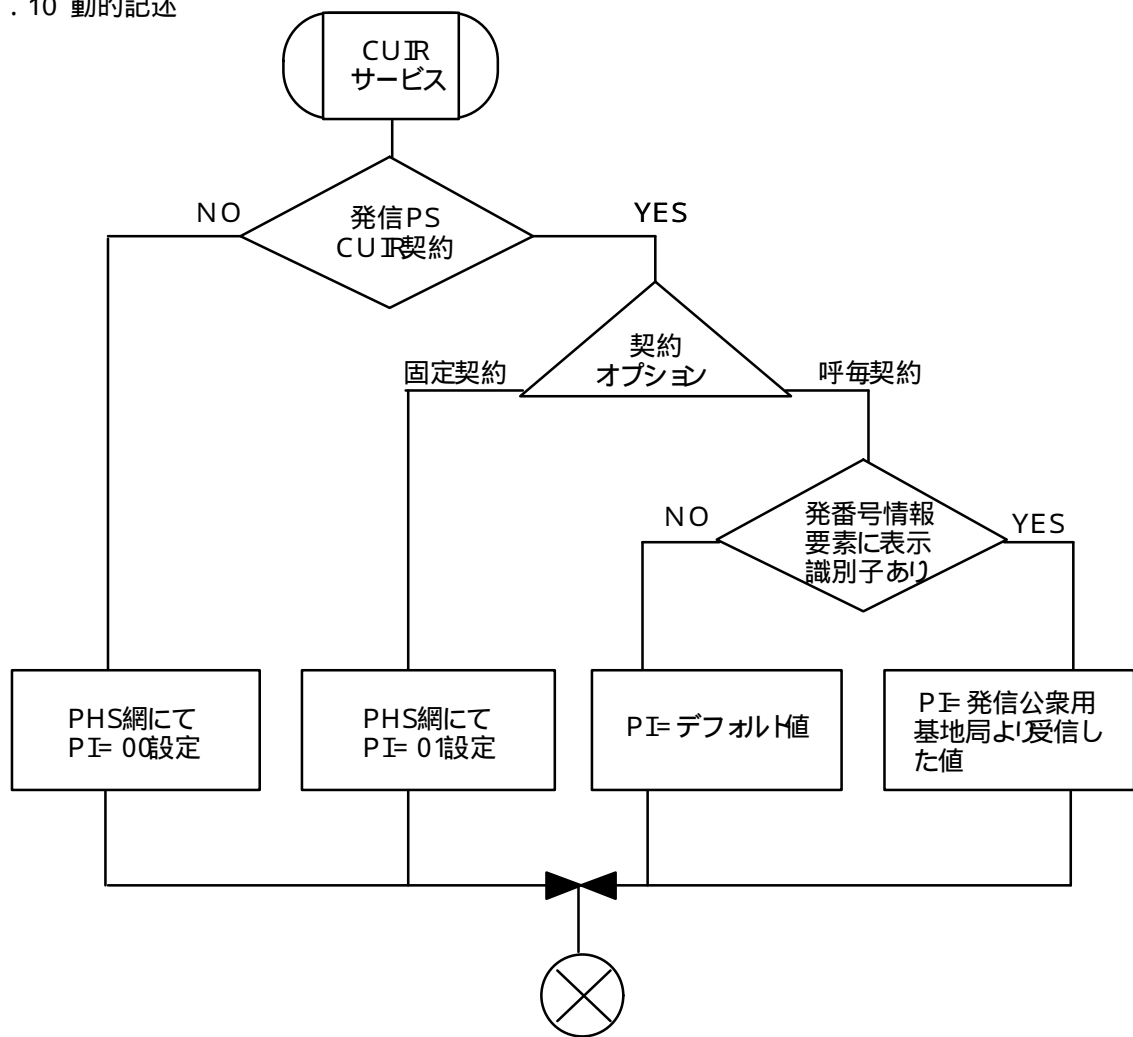
4.8 信号フロー

信号フローは基本呼制御手順の必須部分となるため、ここには含めない。

4.9 パラメータ値（タイマ）

特定のタイマは、不要である。

4.10 動的記述

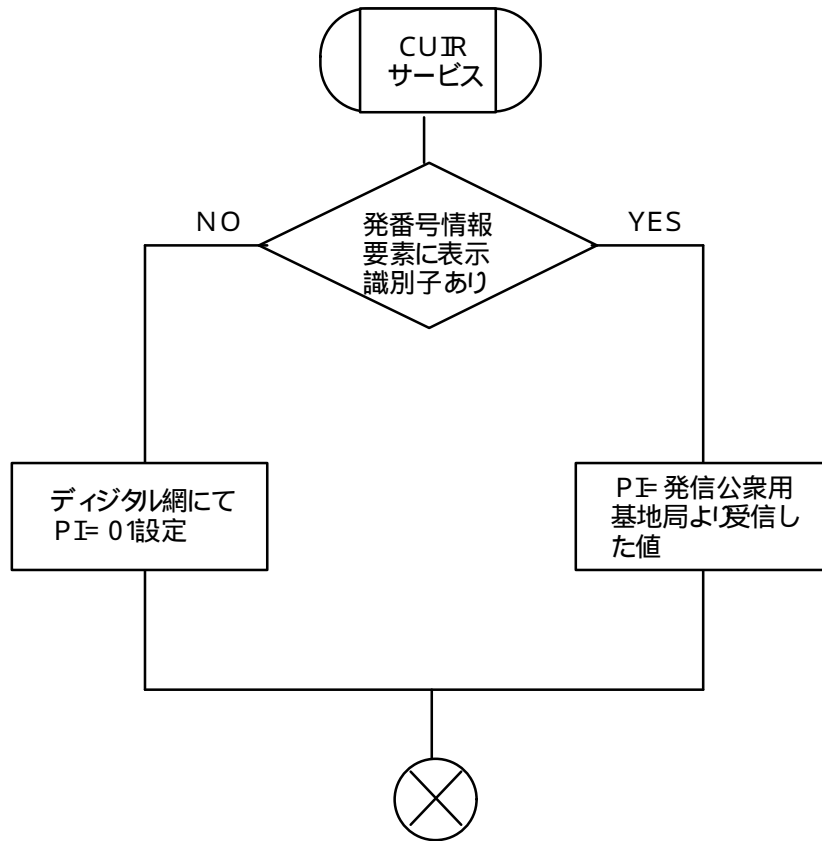


発信者番号通知 (CUIP) の
発側のデジタル網における動的記述に戻る。

注 1 - PI (表示識別子) = 00 「表示許可」
PI (表示識別子) = 01 「表示制限」

図 1.1 / JT-Q951.4-b

発側のデジタル網における動的記述「公衆用基地局タイプ1」



発信者番号通知（CUIP）の
発側のデジタル網における動的記述に戻る。

注1 - PI（表示識別子）= 01「表示制限」

図1.2 / JT-Q951.4-b

発側のデジタル網における動的記述「公衆用基地局タイプ2」

付属資料 A
(標準 J T - Q 9 5 1 . 4 - b に対する)
公衆用基地局タイプ 1 とタイプ 2 について

A . 1 公衆用基地局の種類について

公衆 P H S 網には、サービス交換ポイントとのインタフェースのみを持つ公衆用基地局と、サービス交換ポイント及びサービス制御ポイントの 2 つのインタフェースを持つ公衆用基地局がある。P H S M o U 仕様ではそれぞれを公衆用基地局タイプ 1、公衆用基地局タイプ 2 として動作の違いについて記述している。以下に各公衆用基地局の特徴について記述する。

A . 1 . 1 公衆用基地局タイプ 1

公衆用基地局タイプ 1 は、サービス交換ポイントとのインタフェースのみを持つ公衆用基地局のことである。公衆用基地局タイプ 1 を有する公衆 P H S 網では、すべての情報（呼制御、サービス制御）はサービス交換ポイントとのインタフェースを経由して転送される。

A . 1 . 2 公衆用基地局タイプ 2

公衆用基地局タイプ 2 は、サービス交換ポイント及びサービス制御ポイントの 2 つとのインタフェースを持つ公衆用基地局のことである。公衆用基地局タイプ 2 を有する公衆 P H S 網は、呼制御、及び位置情報を必要とするサービス制御を公衆用基地局 - サービス交換ポイントインタフェースにて行い、加入者情報を必要とするサービス制御（付加サービス）を公衆用基地局 - サービス制御ポイントインタフェースにて行っている。

サービス交換ポイント：S S P (Service Switching Point)

サービス制御ポイント：S C P (Service Control Point)

付録
標準 T T C 用語対照表

英 語	T T C 標 準 用 語
Arrangement	契約
Barring of All Outgoing Calls	全発信呼規制
Barring of Outgoing International Calls	発信国際呼規制
Barring of Outgoing International Calls Except Call to Home Country	ホーム国以外への発信国際呼規制
Barring of All Incoming Calls	全着信呼規制
Barring of Incoming Calls on Roaming outside Home Country	ローミング時のホーム国以外での着信呼規制
Call Barring	規制
called party subaddress	着サブアドレス
called PS	着信 P H S 端末
Call Forwarding Busy	ビジー時着信転送 (C F B)
Call Forwarding No Reply	無応答時着信転送 (C F N R y)
Call Forwarding on PS Not Reachable	圏外・電源断時着信転送 (C F N R c)
Call Forwarding Unconditional	無条件着信転送 (C F U)
Calling User Identification Presentation	発信者番号通知 (C U I P)
Calling User Identification Restriction	発信者番号通知制限 (C U I R)
calling number	発信者番号
calling party number	発番号
calling party subaddress	発サブアドレス
calling PS	発信 P H S 端末
call originating	発信呼
call terminating	着信呼
destination local exchange	着信側加入者線交換機
destination public CS-PSC interface	着公衆用基地局・デジタル網インタフェース
DSS1	デジタル加入者線信号方式 1
DTMF Transmission	D T M F 送信
Dynamic description	動的記述
general description	概要
Handover	ハンドオーバ
IE	情報要素
Invocation	インボケーション
PHS number	P H S 番号
national significant number	国内の特有番号
network provided	網記入
not allowed	非許容

英 語	T T C 標 準 用 語
numbering plan identification	番号計画識別
operation requirement	運用上の要求条件
originating local exchange	発信側加入者線交換機
originating PSC side	発側のデジタル網
originating public CS-PSC interface	発公衆用基地局・デジタル網インタフェース
per call basis	呼毎の
permanent mode	固定モード
private installation	私設設備
provision/withdrawal	サービス提供 / 取消し
Requirement	要求条件
Roaming	ローミング
screening function	網検証機能
screening indicator	網検証識別子
served PS	サービス対象 P H S
service provider	サービス提供者
special arrangement	特別契約
specific terminology	特殊用語
Subaddressing	サブアドレス (S U B)
Subject	対象
Subscription agreement	加入契約
Subscription option	加入契約オプション
terminating interface	着側のインタフェース
terminating PSC	着側のデジタル網
User scrambling	ユーザスクランブル
PHS User-to-User Singalling	P H S ユーザ・ユーザ情報転送 (P H S U U S)

第1版作成協力者(1999年11月25日現在)

(敬称略)

第六部門委員会

部門委員長	山本 浩治	N T T 移動通信網 (株)
副部門委員長	大橋 正良	K D D (株)
副部門委員長	守田 直哉	松下通信工業 (株)
委員	宮川 澄夫	シーメンス (株)
委員	竹内 崇夫	日本モトローラ (株)
委員	若林 清久	ノキア・ジャパン (株)
委員	小寺 隆三	クアルコム・ジャパン (株)
委員	高畠 達美	WG6-1 委員長・日本電気 (株)
委員	澤田 寛	WG6-1 副委員長・N T T 移動通信網 (株)
委員	山崎 吉一	WG6-1 副委員長・日本移動通信 (株)
委員	大橋 正良	WG6-2 委員長・K D D (株)
委員	栗林 伸一	WG6-2 副委員長・日本電信電話 (株)
委員	大内 敏哉	WG6-2 副委員長・日立製作所 (株)
委員	平松 幸男	WG6-3 委員長・日本電信電話 (株)
委員	椎野 創	WG6-3 副委員長・日本ルセント・テクノロジー (株)
委員	加藤 正文	WG6-3 副委員長・富士通 (株)
委員	中村 寛	WG6-4 委員長・N T T 移動通信網 (株)
委員	村中 俊文	WG6-4 副委員長・沖電気工業 (株)
委員	松井 進	WG6-4 副委員長・日立製作所 (株)
委員	吉村 隆之	WG6-5 委員長・日本テレコム (株)
委員	林 健太郎	WG6-5 副委員長・沖電気工業 (株)
委員	住田 正臣	WG6-5 副委員長・日本エリクソン (株)
委員	小山 正弘	WG6-6 委員長・富士通 (株)
委員	工藤 理夫	WG6-6 副委員長・第二電電 (株)
委員	石原 正和	WG6-6 副委員長・日本電気 (株)
委員	大宮 知己	WG6-7 委員長・日本電信電話 (株)
委員	鈴木 昌哉	WG6-7 副委員長・富士通 (株)
委員	牧平 経市	WG6-7 副委員長・三菱電機 (株)
委員	山本 浩治	WG6-IMT 委員長・N T T 移動通信網 (株)
T T C 事務局	芳野 敬二	第六技術部

(敬称略)

第六部門委員会 第七専門委員会

専門委員長	大宮 知己	日本電信電話(株)
副専門委員長	鈴木 昌哉	富士通(株)
副専門委員長	牧平 経市	三菱電機(株)
委員	大野 光敏	KDD(株)
委員	島 英徳	第二電電(株)
委員	東海林 尚美	東京通信ネットワーク(株)
委員	光武 雄一郎	日本テレコム(株)
委員	黒川 章	SWG3 リーダ・日本電信電話(株)
委員	石崎 長俊	SWG1 リーダ・NTT移動通信網(株)
委員	山田 博	(株)東京デジタルホン
委員	酒井 健次	中部テレコミュニケーション(株)
委員	黒木 政克	(株)ツーカーセルラー東京
委員	國本 佳彦	(株)ツーカーホン関西
委員	紺谷 武夫	日本移動通信(株)
委員	近 義起	DDI東京ポケット電話(株)
委員	三上 雄二	(株)アステル関西
委員	高橋 秀夫	アンリツ(株)
委員	浅岡 浩二	岩崎通信機(株)
委員	成田 豊登	沖電気工業(株)
委員	高橋 匠	キヤノン(株)
委員	横田 知好	京セラ(株)
委員	橋爪 聡司	国際電気(株)
委員	井原 茂雄	シャープ(株)
委員	亀村 昭寛	住友電気工業(株)
委員	滝口 盛夫	(株)大興電機製作所
委員	鈴木 弘一	用語委員・(株)東芝
委員	長谷川 茂夫	日本ルーセント・テクノロジー(株)
委員	阿部 正一	日本電気(株)
委員	樋山 憲夫	日本ビクター
委員	境 穰	日本無線(株)
委員	神尾 勉	日本モトローラ(株)
委員	東 孝昭	(株)日立製作所
委員	木田 哲昭	富士通(株)
委員	両角 昌英	松下通信工業(株)
委員	松高 靖	三菱電機(株)
委員	木村 恵治	明星電気(株)

委員	関口 英生	エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア(株)
委員	小池 剛	日本エリクソン(株)
委員	小田 享史	(株)デンソー
委員	佐藤 孝一	日本情報通信コンサルティング(株)
委員	吉本 孔史	日本船舶通信(株)
特別専門委員	今井 毅	SWG4 リーダ・三菱電機(株)
特別専門委員	野田 昭繁	SWG2 リーダ・富士通(株)

(敬称略)

J T - Q 9 5 1 . 4- b 検討グループ(SWG3)

リーダー	黒川 章	日本電信電話(株)
サブリーダー	両角 昌英	松下通信工業(株)
委員	大野 光敏	K D D (株)
特別専門委員	中村 清一	東京通信ネットワーク(株)
特別専門委員	尾仲 秀敏	N T T 移動通信網(株)
委員	酒井 健次	中部テレコミュニケーション(株)
特別専門委員	濱野 耕司	D D I 東京ポケット電話(株)
委員	浅岡 浩二	岩崎通信機(株)
特別専門委員	池田 雅昭	沖電気工業(株)
特別専門委員	藤井 賢一	キヤノン(株)
特別専門委員	森 俊樹	(株)東芝
委員	阿部 正一	日本電気(株)
特別専門委員	城内 良直	(株)日立製作所
特別専門委員	大西 良明	富士通(株)
委員	松高 靖	三菱電機(株)
委員	小田 享史	(株)デンソー